

掛川市条例第12号

掛川市老人福祉センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年3月27日

掛川市長

(別紙)

掛川市老人福祉センター条例の一部を改正する条例

掛川市老人福祉センター条例（平成17年掛川市条例第106号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第9条関係）

掛川市老人福祉センター山王荘

室名	区分	午前9時から午後零時まで	午後1時から午後4時30分まで	午前9時から午後4時30分まで
大集会室（舞台及び放送設備含む。）		2,100円	2,100円	4,200円
研修室		1,050円	1,050円	2,100円
談話室・休養室		530円	530円	1,050円
娯楽室・面接室		530円	530円	1,050円
健康相談室		530円	530円	1,050円
機能回復訓練室		530円	530円	1,050円

備考

- 1 利用時間を超過したときは、1時間当たり30パーセントに相当する額を加算する。
- 2 市民以外の者が使用する場合は、50パーセントに相当する額を加算する。
- 3 学校が行う行事その他の理由により開館時間以外の時間において使用する場合における使用料の額は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。